～ 特別児童扶養手当認定請求必要書類 ～

１．認定請求書

２．障害認定診断書

３．口座振替申出書

４．戸籍謄本（請求者および児童）

５．住民票（世帯分離していても同じ建物に住んでいる方全員分が必要です。）

６．住民税の所得課税証明書または非課税証明書（前年、つがる市に住所がなかった方のみ。扶養義務者についても同様。）

・１～６月の間に申請される方：前年の１月１日時点の居住地の所得証明等

・７～12 月の間に申請される方：今年の１月１日時点の居住地の所得証明等

７．請求者が手当の受取りを希望する口座の通帳またはキャッシュカードの写し

８．請求者、対象児童、扶養義務者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

９．その他必要な書類

① 請求者が児童を別居監護している場合

・別居監護申立書

・民生委員または寄宿舎等の証明書

② 請求者が養育者（父または母以外）の場合

・養育申立書

・民生委員証明書

・父及び母の戸籍（除籍）

③ 前年の 12 月 31 日において、年齢が１６歳以上１９歳未満の扶養親族がいる場合

・１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

認定請求書等の書類は、子育て健康課児童福祉係の窓口にあります。また、別居監護申立書や養育申立書が必要な場合、民生委員の証明書が必要となりますので、申請の前にお問い合わせください。

（ 参考資料 ）

【各等級の障害の状態（障害認定基準）】

1級	2級
1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 そしやくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢の全ての指を欠くもの 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によるものとする。